# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	栄養士法による栄養士資格の登録(免許)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、栄養士資格の登録(免許)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

東京都知事

### 公表日

令和7年2月7日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	栄養士法による栄養士資格の登録(免許)に関する事務
②事務の概要	■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)
③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル(情報提供等記録開示システム)、栄養士名簿管理システム(既存システム)

#### 2. 特定個人情報ファイル名

栄養士名簿ファイル

3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番12 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 6の3 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 7の3			
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表23の項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	東京都保健医療局保健政策部健康推進課			
②所属長の役職名	健康推進課長			
6. 他の評価実施機関				
-				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	東京都保健医療局保健政策部健康推進課 〒163-8001東京都新宿区西新宿二丁目8-1 都庁第一本庁舎29階南側 TEL:03-5320-4357(内線 32-872)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	東京都保健医療局保健政策部健康推進課 〒163-8001東京都新宿区西新宿二丁目8-1 都庁第一本庁舎29階南側 TEL:03-5320-4357(内線 32-872)			
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した			
適用した理由				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	5年3月31日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和5年3月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	Rに、評価実施機関において特定個 でる重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎項目評価	書及び全項目	評価書			書 書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関について	こは、それぞれ重点エ	頃目評価書又は全項	目評価書において、	、リスク対策の詳細が記	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネッ	トワークシステムを	を通じた入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	ト分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +	Ͱ分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	-	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +	Ͱ分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	-	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託		[	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ +	ト分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	-	
5. 特定個人情報の提供・移転	(季託や情報)	提供ネットワークシス	- / 大海じた担州メ	BAZ \ T	F O 148 W 46 #FT 451	1
	A COCKE IN TAX	EDUTO JOS	ハノムを通じに提供を		[O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か			]	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	いる	
	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	いる	
リスクへの対策は十分か	[ マステムとの接	<del>、</del> 続	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	:いる :いる <mark>[ O ]接続しない(提供)</mark> :いる	
リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	[ マステムとの接	<b>表続</b> 十分である	] [ ]接続	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい <b>しない(入手)</b> 〈選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である	:いる :いる [ <b>O ]接続しない(提供)</b> :いる :いる	
リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスク	「 <b>マステムとの接</b> 「 +	<b>表続</b> 十分である	] [ ]接続 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい <b>しない(入手)</b> 〈選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい 〈選択肢> 1) 特に力を入れてい 〈選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である	:いる :いる [ <b>O ]接続しない(提供)</b> :いる :いる	

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則すること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	東京都特定個人情報の保護に関する条例及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・外部記録媒体は、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	·番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番13	·番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番12	事前	
令和7年2月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番12 ・住民基本台帳法第30条の9(国の機関等へ の本人確認情報の提供) 別表第1項番57の22 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限) 別表第2項番21	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番12 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県 以外の都道府県の執行機関への本人確認情報 の提供) 別表第3 6の3 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報 の利用) 別表第5 7の3 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表23の項	事前	
令和7年2月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である ①「マイナンバー利用事務におけるマイナン バー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令 和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次の留意事 項等を遵守している。 ・住基ネッ照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたナンバーの現性性 認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合に のみ行う性基ネット照会は、4情報又は住所を 含む3情報による照会を原則すること。 ・複数人で何疑認や上長による最終確認を 行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その 記録を提すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、 登録されているマイナンバーに譲りがないか、 確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までの プロセスで、人手が介在する局面ごとに人為約 ミスが発生するリスクへの対策を講じている	事前	
令和7年2月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 東京都特定個人情報の保護に関する条例及び 特定個人情報の適正な取扱いに関するがイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・般身 を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安 全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報 ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に 備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚 等に保管することを他度する。 ・外部記録媒体は、事前に許可を得た媒体の み使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、バスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が 記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する 場合には、廃棄した記録を保存すること。 を撤倒している。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する 場合には、原棄した記録を保存すること。 を撤倒する運用としている。 とを機能する運用としている。 との対策を講じていることから、特定個人情報が漏えい、減失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	